

令和8年度  
認可外保育施設 自主点検表（運営管理）

施設種別		設置者名	
施設名			
所在地	川越市		
記入者	職名		氏名
連絡先	電話番号	FAX番号	e-mail
記入年月日	年	月	日

川越市福祉部指導監査課  
 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp  
 (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

- 1 自主点検表の対象  
 この点検表は、認可外保育施設（1日に保育を行う乳幼児が6人以上の施設、1日に保育を行う乳幼児が5人以下の施設）を対象としています。
- 2 記入方法
  - (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。プルダウンメニューより選択する方式となります。
  - ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
  - (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称  
 この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
指導監督基準	認可外保育施設指導監督基準
児童福祉施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
家庭的保育事業等基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
労基法	労働基準法

(運営管理)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
1 保育室等の構造、設備及び面積			
(1) 保育室の面積			
① 保育室の面積は、乳幼児の保育を適切に行う広さが確保されていますか。	はい・いいえ	⇒ 面積及び人数を記入してください。 ★6人以上の施設 保育室面積： _____ m <sup>2</sup> 定員： _____ 人 月極契約乳幼児数： _____ 人 総乳幼児数： _____ 人 ○ 概ね入所乳幼児1人当たり1.65m <sup>2</sup> 以上確保することが必要です。 ○ 月極契約乳幼児数及び総乳幼児数のいずれについても1人当たりの面積を満たす必要があります。 ★5人以下の施設 保育室面積： _____ m <sup>2</sup> 定員： _____ 人 月極契約乳幼児数： _____ 人 総乳幼児数： _____ 人 ○ 概ね9.9m <sup>2</sup> +3.3m <sup>2</sup> ×(乳幼児数-3)を確保することが望ましいです。	指導監督基準第2・1(2)
(2) 調理室			
① 調理室は、当該施設内にあって専用のものですか。施設外共同使用の場合は、必要な時に利用できますか。	はい・いいえ	○ 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められます。 ○ 調理機能のみを有している場合にあっては、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていることが求められます。 ○ 5人以下の施設については、調理設備で差し支えありません。	指導監督基準第2・1(1)
② 調理室は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 区画等の方法を記入してください。 _____	
③ 衛生的な状態が保たれていますか。	はい・いいえ・該当なし		
(3) 1歳未満児とその他の幼児の区画			
① おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画され、安全性が確保されていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいですが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画する必要があります。	指導監督基準第2・1(3)
(4) 保育室の採光、換気、安全性の確保			
① 採光が確保されていますか。	はい・いいえ	○ 窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましいです。	指導監督基準第2・3(1)
② 換気が確保されていますか。	はい・いいえ	○ 窓等換気有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましいです。	指導監督基準第2・3(1)
③ 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていませんか。	はい・いいえ・該当なし		
(5) 便所			
① 便所用の手洗設備が設けられ、衛生的に管理されていますか。	はい・いいえ	○ 十分な清掃がなされ、清潔が保たれるようにしてください。 ○ せっけん、ペーパータオル等の設置により環境を整えてください。	指導監督基準第2・3(2)
② 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものになっていますか。	はい・いいえ		
③ 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題ありませんか。	はい・いいえ	⇒ 区画等の方法を記入してください。 _____	
④ 便器の数は、おおむね幼児20人につき1以上ありますか。	はい・いいえ	⇒ _____ 基 ○ 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ない場合については、必要数を下回っていても差し支えありません。	

(運営管理)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】												
2 非常災害に対する措置															
(1) 消火用具の設置															
① 消火用具は設置していますか。	はい・いいえ	○ 消火用具が設置されている場合であっても、使用期限が過ぎている場合は機能が失効していますので交換等の対応をしてください。	指導監督基準第3・1(1)												
② 職員は消火用具の設置場所及びその使用方法を知っていますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法を記入してください。 [ ]													
② 職員は消火用具の設置場所及びその使用方法を知っていますか。	はい・いいえ	○ 消火用具の設置場所等につき、職員に周知が図られている必要があります。													
(2) 非常口の設置															
① 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていますか。	はい・いいえ	○ 退避用経路を設け、障害物等により退避用経路が塞がれることのないようにし、乳幼児が安全に避難できる状態を確保してください。	指導監督基準第3・1(1)												
(3) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定															
① 非常災害に関する具体的計画を適正に作成していますか。	はい・いいえ	○ 収容人数30人未満の施設であっても、非常災害に対する具体的計画（緊急時の具体的内容及び手順、職員の役割分担等を記した計画）を作成する必要があります。 【従業員を含め収容人員30人以上の場合】 ⇒ 届出（変更）年月日 年 月 日	指導監督基準第3・1(2)												
		○ 収容人数30人以上の施設については、消防計画の作成をもって代えることができます。（消防署への消防計画の届出義務があります） ○ 増改築を行った場合は、変更届に特に留意してください。 ○ 消防計画は、昭和55年1月16日付け、社施第5号厚生省社会局施設課長等連名通知による「地震防災応急計画」の内容を踏まえ作成してください。 ○ 消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、川越市地域防災計画に基づき、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」としてください。	消防法第8条												
② 具体的計画を職員に周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法を記入してください。 [ ] ○ 具体的計画を職員に配布したり、見えやすいところに掲示したりしてください。また、緊急連絡網や避難経路は、職員に異動があった場合には、そのつど整備し、職員に周知してください。	指針第3章4(2)												
③ 【従業員を含め収容人員30人以上の場合】 防火管理者を選任し、所轄の消防署に届け出ていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 防火管理者職・氏名： [ ] 届出年月日： 年 月 日 ※ テナントのオーナーや管理組合等が防火管理者になっている場合は、届出がされていることを確認しその内容を記載してください。 ○ 防火管理者は、職場における防火管理業務全般について強い権限が与えられています。異動等で防火管理者が欠けた場合は、直ちに選任し、所轄消防署に届け出る必要があります。	消防法第8条 消防法施行令第3条、3条の2												
(4) 消火・避難訓練の実施															
① 消火・避難訓練を適切に実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の訓練の実施回数を記入してください。 <table border="1" data-bbox="667 1563 1158 1664"> <tr> <td>実施回数</td> <td>避難訓練</td> <td>[ ]回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火訓練</td> <td>[ ]回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通報訓練</td> <td>[ ]回</td> </tr> <tr> <td>消防署への届出回数</td> <td></td> <td>[ ]回</td> </tr> </table>	実施回数	避難訓練	[ ]回		消火訓練	[ ]回		通報訓練	[ ]回	消防署への届出回数		[ ]回	指導監督基準第3・1(2)
実施回数	避難訓練	[ ]回													
	消火訓練	[ ]回													
	通報訓練	[ ]回													
消防署への届出回数		[ ]回													
		○ 消火及び避難訓練は、それぞれ月1回以上実施する必要があります。 ○ 通報訓練の実施回数は、法令による定めはありませんが、年1回以上は実施するようにしてください。 ○ 従業員を含め収容人員30人以上の場合には、消防署に訓練実施計画を届出のうえ、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年2回以上実施してください。	指針第3章4(2) 消防法施行規則第3条第10項・第11項 (昭和62.9.18社会局長等連名通知)社会福祉施設における防火安全対策の強化について												
(5) 業務継続計画															
※①～③まで努力義務															
① 業務継続計画を策定していますか。	はい・いいえ	○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。	指導監督基準第3・1(2) (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の4)												
② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています	はい・いいえ	⇒ 周知方法を記入してください。 [ ]													

(運営管理)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
か。		⇒ 研修実施日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 訓練実施日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	○ 業務継続計画の策定にあたっては ・業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライン ・業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画 ・感染症対策マニュアル及び研修動画 が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて業務継続計画を策定するためのひな形を作成しているため、参照してください。また、「保育所における感染症対策ガイドライン」も併せて参照してください。	
※ 1階の施設は”4”へ 3 保育室を2階以上に設ける場合の条件			
(1)共通 ① 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えていますか。	はい・いいえ	⇒ 転落事故を防止する設備等を記入してください。 <input type="text"/>	指導監督基準第4(1)～(3)
※ 3階以上の施設は”(3)”へ			
(2)保育室が2階の場合の条件			指導監督基準第4(1)
① 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしていますか。	はい・いいえ	○ 以下の①～③のいずれかを満たす必要があります。 ① 耐火建築物 ② 準耐火建築物 ③ 以下の常用及び避難用の設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る）がそれぞれ1以上設けられている ・ 常用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段 ・ 避難用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段または屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段	建築基準法第2条第9号の2・第9号の3 建築基準法施行令第123条第1項・第3項 建築基準法第2条第7号の2
(3)保育室が3階以上の場合の条件			指導監督基準第4(2)(3)
① 耐火建築物ですか。	はい・いいえ		
② 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備がありますか。	はい・いいえ	★ 保育室が3階の場合 ○ 以下の①及び②の設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る）をそれぞれ1以上備える必要があります。 ① 常用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段または屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段 ② 避難用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段または屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段	建築基準法施行令第123条第1項・第3項 建築基準法第2条第7号
③ 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にありますか。	はい・いいえ	★ 保育室が4階以上の場合 ○ 以下の①及び②の設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る）をそれぞれ1以上備える必要があります。 ① 常用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段または屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外避難階段 ② 避難用の設備 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段または屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 耐火構造の屋外傾斜路 <input type="checkbox"/> 屋外避難階段	建築基準法施行令第123条第1項～第3項 建築基準法施行令第123条第1項・第3項第2号～第4号・第10号 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第123条第2項
④ 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸になっていますか。	はい・いいえ	○ 以下の①～③の施設又は設備のいずれかを備える必要があります。	

(運営管理)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
ますか。		① 調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	建築基準法第2条第7号  建築基準法施行令第112条第1項
⑤ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていますか。	はい・いいえ		
⑥ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）はありますか。	はい・いいえ	※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等	
⑦ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防災処理されていますか。	はい・いいえ		

◎点検表作成に合わせ施設内の点検をお願いします。

点検項目		確認	点検項目		確認
1	階段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止がなされているか。		14	マンホールの蓋は容易に開けられる状態になっていないか。	
2	床破損、欠損、段差等、歩行に障害（危険）はないか。		15	屋外遊具（ブランコ、すべり台、プール等）に破損箇所や危険箇所はないか。	
3	非常口の開閉、非常口への通行に障害（不要物の放置）はないか。		16	砂場やプール及びその周辺に危険はないか。	
4	避難路、非常階段、非常用滑り台に障害（障害物、無灯火、樹木、着地の安全）はないか。		17	建物上部からの落下物への対策がなされているか。	
5	ガラスの破損（特に2階以上の階）による事故防止に配慮がなされているか。		18	門扉の開閉に問題（破損や鍵の故障等）はないか。	
6	ベッドからの転落防止がなされているか。		19	タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。	
7	家具、備品などの転倒防止がなされているか。		20	危険物が放置されていないか。（特に火気を使用する付近の紙・布類等の可燃物）	
8	棚（居室や洗面所等）などから物が落ちる恐れがないか。		21	火災通報装置等の前に物が置かれていないか。	
9	居室及び宿直室等の暖房器具（電気・石油ストーブ）の安全対策がなされているか（転倒防止、接触防止、換気等）。		22	物置、車庫や門扉・堀など附帯設備の管理は十分か。	
10	手洗い場は清潔か。また、角などは危険な状態になっていないか。		23	作業場の機械類の安全確保はされているか。（木工器具など）	
11	換気扇等のカバーが外れ、回転部が露出していることはないか。		24	送迎バスの駐車場所の安全は確保されているか。特に利用者の乗降時の安全確認等を行っているか。	
12	小型昇降機（リフト）は停止の状態ですべてが開くことがないか。		25	利用者の安全確保のため、職員の死角となるような箇所はないか。	
13	トイレの設備に不備はないか。清掃が良くなされているか。				

(注) 確認欄は、状態が良好な場合は○を、不良箇所がある場合は×を選択し、×については、その状態を下記に記入してください。また、点検項目に該当しない場合は、該当なしを選択してください。

点検項目番	不良箇所状態

4 利用者への情報提供

(1)事業所の見やすい場所に、サービス内容を掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供していますか。

はい・いいえ	○ 届出対象施設については、以下の内容について掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務づけられています。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載することとしています。  ※ サービス内容の掲示に記載すべき事項 ① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ② 建物その他の設備の規模及び構造 ③ 施設（事業所）の名称及び所在地 ④ 事業を開始した年月日 ⑤ 開所している時間（保育提供可能時間） ⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ⑦ 入所（利用）定員 ⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定 ⑨ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪ 緊急時等における対応方法 ⑫ 非常災害対策	指導監督基準第8(1)
--------	--	-------------



(処遇)

令和8年度  
認可外保育施設 自主点検表 (処遇)

施設種別		設置者名	
施設名			
所在地	川越市		
記入者	職名		氏名
連絡先	電話番号	FAX番号	e-mail
記入年月日	年	月	日

川越市福祉部指導監査課  
電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp  
(@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

- 自主点検表の対象  
この点検表は、認可外保育施設（1日に保育を行う乳幼児が6人以上の施設、1日に保育を行う乳幼児が5人以下の施設）を対象としています。
- 記入方法
  - ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。プルダウンメニューより選択する方式となります。
  - ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
- 根拠法令・参考資料の名称  
この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
指導監督基準	認可外保育施設指導監督基準
児童福祉施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
家庭的保育事業等基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
労基法	労働基準法



(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】																																																																																																				
		<p>え、各施設の実態に応じて個別に判断されます。</p> <p>★5人以下の施設 ○5人以下の施設：3:1 【保育従事者の配置状況】 【 月 日 現在】 ※実地指導実施日の前々月 (ただし、前々月が前年度(3月)に該当する場合は前月(4月)としてください。事前提出資料の勤務実績表についても同月で作成してください。)</p> <table border="1" data-bbox="619 421 954 929"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童数</th> <th>必要配置数</th> <th>職員配置数※</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7:30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8:30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16:30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17:30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18:30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>0:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		児童数	必要配置数	職員配置数※	判定	7:00					7:30					8:00					8:30					9:00					12:00					15:00					16:30					17:00					17:30					18:00					18:30					19:00					20:00					22:00					0:00					2:00					6:00					7:00					指導監督基準第1・2(1)
	児童数	必要配置数	職員配置数※	判定																																																																																																			
7:00																																																																																																							
7:30																																																																																																							
8:00																																																																																																							
8:30																																																																																																							
9:00																																																																																																							
12:00																																																																																																							
15:00																																																																																																							
16:30																																																																																																							
17:00																																																																																																							
17:30																																																																																																							
18:00																																																																																																							
18:30																																																																																																							
19:00																																																																																																							
20:00																																																																																																							
22:00																																																																																																							
0:00																																																																																																							
2:00																																																																																																							
6:00																																																																																																							
7:00																																																																																																							
(2) 有資格者の数は人員配置基準以上ですか。	はい・いいえ	<p>★6人以上の施設 ○ 保育従事者の必要数のうち有資格者の数が3分の1以上である必要があります。(保育従事者が2人の施設及び、保育従事者1人が配置されている時間帯にあっては1人以上の有資格者が必要) ○ 月極契約乳幼児及び総乳幼児のいずれに対しても必要数を満たす必要があります。 ※ 有資格者：保育士、看護師、准看護師</p> <p>★5人以下の施設 ○ 保育従事者のうち1人以上は有資格者又は家庭的保育者(都道府県等が行う保育従事者研修の修了者)である必要があります。</p>	指導監督基準第1・1(2)  指導監督基準第1・2(2)																																																																																																				
(3) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していませんか。	はい・いいえ		指導監督基準第1・3.4																																																																																																				
2 保育内容 (1) 保育内容 ① 乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されていますか。	はい・いいえ	<p>○ 保育所保育指針を参考に、発達の特徴、養護的な関わり、遊び、保育実施の留意事項等に配慮した保育を実施してください。</p> <p>○ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行してください。</p> <p>○ デイリープログラム等のカリキュラムが乳幼児の日々の生活リズムに沿ったものとなるようにしてください。</p>	指導監督基準第5・(1)ウ																																																																																																				
② 必要に応じ、乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第5・(1)イ																																																																																																				
③ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮していますか。	はい・いいえ	○ 乳児については、外気浴の機会を確保してください。	指導監督基準第5・(1)ウ																																																																																																				
④ 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていますか。	はい・いいえ	○ 幼児については、屋外遊戯の機会を確保してください。	指導監督基準第5・(1)ウ																																																																																																				
⑤ 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか	はい・いいえ	○ 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わるようにしてください。	指導監督基準第5・(1)エ																																																																																																				

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
か。			
⑥ 年齢に応じて必要な遊具、保育用品等が備えられていますか。	はい・いいえ	○ 遊具及び保育用品等については、衛生面に配慮してください。 ○ 大型遊具を備える場合にあっては、安全性に配慮してください。	指導監督基準第5・(1)オ
(2) 保育姿勢等			
① 施設長または事業者は、保育の質及び職員の資質の向上のため、必要な環境の確保に努めていますか。	はい・いいえ	○ 施設内研修等により、保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の質の向上に努めてください。	指導監督基準第5・(2)
		前年度に実施または参加した研修	
		実施日	研修内容
② 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされていますか。	はい・いいえ	○ 配慮に欠ける行為の例 ① 身体的苦痛を与える（しつけと称したものも含む） ② ネグレクト ③ 差別的処遇 ④ 言葉の暴力	指導監督基準第5・(2)ウ
③ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めてください。	指導監督基準第5・(2)エ
④ 職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに都道府県や市町村等に通報していますか。	はい・いいえ・該当なし		法第33条の12
(3) 保護者との連絡等			
① 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡していますか。	はい・いいえ	○ 保護者と密接な連絡を取ることに心がけてください。	指導監督基準第5・(3)ア
② 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされていますか。	はい・いいえ	○ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備してください。	指導監督基準第5・(3)イ
③ 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第5・(3)ウ
3 給食			
(1) 衛生管理の状況			
① 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用し、哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌していますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第6・(1) 保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）
② 調理室、調理方法、配膳は	はい・いいえ	○ 残飯等や皿等が放置されることのないよう片付け、衛生的な環	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
衛生的ですか。		境を確保してください。	
③ 食事時、食器類や哺乳ピンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていませんか。	はい・いいえ	○ 食事後は十分な消毒を行ってください。	「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」
④ 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じていますか。	はい・いいえ	⇒ 保存方法 [ ]	「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）  「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関国連食糧農業機関共同作成・2007年）」
(2) 食事内容等の状況 ① 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第6・(2)ア
② 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容としていますか。	はい・いいえ	⇒ 対応方法 [ ]	指導監督基準第6・(2)ア
③ 市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容としていますか。	はい・いいえ・該当なし		
④ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行っていますか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われていますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第6・(2)イ
(3) 献立に従った調理 ① 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされていますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第6・(2)イ
4 健康管理・安全確保			
(1) 乳幼児の健康状態の観察			
① 登園（預かり）の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けていますか。	はい・いいえ	⇒ 報告の方法 [ ] 報告内容 [ ]  ※例：体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	指導監督基準第7・(1)
② 降園（引き渡し）の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われていますか。また、保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。	はい・いいえ	⇒ 報告の方法 [ ] 報告内容 [ ]	指導監督基準第7・(1)
(2) 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(2)
(3) 乳幼児の健康診断			
① 入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っていますか。	はい・いいえ	○ 保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなして差し支えありません。	指導監督基準第7・(3)
② 健康診断は定期的に行われていますか。欠席児童のフォローはしていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 [ ] 前年度の歯科検診実施日 [ ] ① [ ]年 [ ]月 [ ]日 ① [ ]年 [ ]月 [ ]日 ② [ ]年 [ ]月 [ ]日 ② [ ]年 [ ]月 [ ]日 ⇒ 当日欠席園児への対応方法 [ ]	(準用) 学校保健安全法第11条、第12条、学校保健安全法施行規則第2章第1節、第2節

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】						
		<p>○ 少なくとも1年に2回以上の健康診断を実施してください。</p> <p>○ 健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日々の健康管理に有効活用できるようにしてください。</p> <p>○ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けてください。</p>	指針第3章1(2)イ 指導監督基準第7・(3)						
③ 乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者へ周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 職員への周知方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>							
(4) 職員の健康診断 ① 採用時及び1年に1回行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(4) 労働安全衛生規則第43条・第44条						
② 調理・調乳に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施していますか。	はい・いいえ								
(5) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていますか	はい・いいえ	⇒ 備えている医薬品等の種類 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類</p>	指導監督基準第7・(5)						
(6) 感染症への対応 ① 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していますか。	はい・いいえ	⇒ 対応方法 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第7・(6)						
② 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めていますか。	はい・いいえ	○ 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねないでください。							
③ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されていますか。	はい・いいえ								
(7) 衛生管理等 ※①～②まで努力義務									
① 感染症及び食中毒のまん延防止のための研修を実施していますか。	はい・いいえ	○ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的にも実施するよう努めなければなりません。	指導監督基準第3・1(2) (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条)						
② 感染症及び食中毒のまん延防止のための訓練を実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 訓練実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日							
(8) 乳幼児突然死症候群に対する注意 ① 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。	はい・いいえ	⇒ 観察の間隔 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">0歳</td> <td style="padding: 2px;">1歳</td> <td style="padding: 2px;">2歳</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">分</td> <td style="padding: 2px;">分</td> <td style="padding: 2px;">分</td> </tr> </table> <p>○ 保育室に職員が在室するようにしてください。</p>	0歳	1歳	2歳	分	分	分	指導監督基準第7・(7)ア
0歳	1歳	2歳							
分	分	分							
② 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。	はい・いいえ	○ 窒息リスクの除去の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に</li> </ul>	指導監督基準第7・(7)イ 平成28年3月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止						

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
		防ぐことにつながる。 ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。 ・ 口の中に異物がないか確認する。 ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 ※ 他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。	のための取組み】～施設・事業者向け～  指導監督基準第7・(7)ウ
③ 保育室では禁煙を厳守していますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(7)ウ
(9) 安全確保 ① 安全計画を策定していますか。	はい・いいえ	○ 施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行ってください。	指導監督基準第7・(8)ア
② 職員に対し、安全計画について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 [ ]	指導監督基準第7・(8)イ
③ 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 訓練実施日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日	
④ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 [ ]	指導監督基準第7・(8)ウ
⑤ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(8)
⑥ 事業所の所外活動に対する安全確保はなされていますか。	はい・いいえ	○ 移動経路は安全な経路としてください。 ○ 引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数としてください。 ○ 携帯電話等の連絡体制を確保してください。	指針第3章3(2)
⑦ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。 ○ このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください。	指導監督基準第7・(8) 平成29年6月16日雇児保発0616第1号 「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」
⑧ 食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去するとともに、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。	はい・いいえ	⇒ 誤嚥等防止の取り組みについて記入してください。 [ ] ⇒ 食物アレルギーの対応方法について記入してください。 [ ]	指導監督基準第7・(8)
⑨ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 点検の頻度 [ ] 毎	指導監督基準第7・(8)
⑩ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ 対策・体制を記入してください。 [ ]	指導監督基準第7・(8)オ

(処遇)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
⑪ 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。 ⇒ 所在の確認方法を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第7・(8)カ
⑫ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて⑪に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 「はい」を回答した場合、該当する車両の台数を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></div> 台 ○ 通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車に原則として安全装置の設置が必要です。 ○ 座席が2列以下の自動車のほか、座席が3列以上あるものの、児童が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなど、利用の様態を勘案して、2列以下の自動車と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものについては、安全装置の設置は必要ありません。 ○ 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。ガイドラインに適合する装置については、一覧化したリストを下記URLにおいて公表しているため、当該リストを参考に選定することが可能です。 (掲載ページ) <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list">https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list</a>	指導監督基準第7・(8)キ
⑬ 事故防止のための職員のスキルアップ等は図られていますか。	はい・いいえ	○ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行ってください。 ○ 講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ってください。 ○ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるように努めてください。 ○ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください。	「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3.31 府子本第192号ほか)
⑭ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練（講習等の受講）を実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 直近の訓練実施(受講)日 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></div> 年 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></div> 月 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px;"></div> 日 ○ 消防当局が実施している消防講習等を受講してください。また、技術の維持のために3年に1度の受講を行ってください	指導監督基準第7・(8)ク
⑮ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一事故に備えていますか。	はい・いいえ	⇒ 損害保険会社名、保険の種類及び内容 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第7・(8)ケ
⑯ 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第7・(8)コ 「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日成安第44号通知)
⑰ 事故発生時には事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録は5年間保存してください。	指導監督基準第7・(8)サ
⑱ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第7・(8)シ